

国内クレジット制度に関する「各種制度インフラ」等の整備状況

事業の審査・実績確認等

審査機関(15機関)等による「国内クレジット審査協議会」の設立 (5月29日)
審査・実績確認等に関する共通の判断基準としての「審査・確認業務実施要領」を策定 (5月29日)
「審査員」制度(4名)の開始 (6月19日)

国内クレジットの管理

「管理システム」の整備 (6月19日) 京都クレジットと同様、1t-CO2毎に創出した事業も判別可能

国内クレジットの会計上の取扱い

企業会計基準委員会(ASBJ)の「実務対応報告」の改定(6月23日) 京都クレジットと同様に「資産性」

国内クレジットの税務上の取扱い

(国税庁に照会中)

法人税法上、損金算入可能化

国内クレジットの支援策

20年度補正・21年度当初予算による「ソフト支援」
排出削減診断、事業計画・実績報告書・方法論策定、計画審査・実績確認への無償支援
「ハード支援」

普及・広報活動

説明会、マッチングイベント(商談会)、先進事例セミナー、地域ネットワーク会議 等
専用ホームページ、DVD・パンフレット 等

既存法制度(改正省エネ法・温対法)との関係

事業の審査・実績確認等

15の登録審査機関が一体となって、審査・確認業務を適切・円滑に実施することを目的に「国内クレジット審査協議会」を5月29日に設立。「審査・確認業務実施要領」の策定や事業者等からの照会・相談窓口を整備。

【国内クレジット審査協議会】

◆ 目的

これまで登録された全ての審査機関が一体となって、審査・確認等業務を適切・円滑に実施すること

「国内クレジット審査協議会」を設立（平成21年5月29日に設立総会を開催）

- 会長：魚住隆太 KPMGあずさサステナビリティ株式会社・代表取締役

共通の判断基準としての「審査・確認業務実施要領」を作成

- 実績確認等の保証の水準として、国連等と同様、「合理的保証」を採用

◆ 主たる業務

「審査・確認業務実施要領」等の策定・改訂

排出削減事業者その他関連事業者からの審査・確認に係る照会、相談の受付等

審査人材の育成・管理、審査員による審査の評価等

事業の審査・実績確認等

審査機関以外に小規模案件の審査・実績確認業務を行うことが可能な「**審査員**」として国内クレジット審査協議会から推薦のあった4名を6月19日に登録。

【審査員制度】

1. 審査員制度について

審査機関以外に小規模案件(年間排出削減量500t-CO2以下)の審査・実績確認業務を行うことが可能な個人を登録する制度

2. 登録した審査員

国内クレジット審査協議会から、以下の要素を満たす4名の推薦があった。

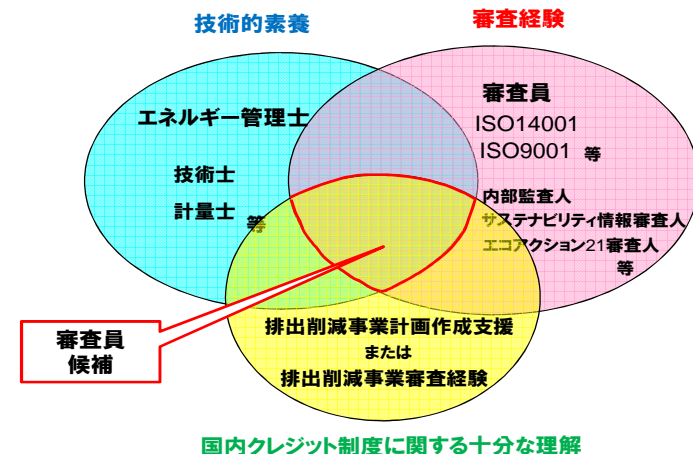
技術的素養があること

審査経験を持つこと

国内クレジット制度に関する十分な理解があること

これを受けて、国内クレジット認証委員会において、各種要件に照らした上で、**審査協議会による支援(審査員に対する苦情受付窓口の設置や、審査員が行う審査のレビュー実施等)**を前提に、**登録**を認めた。

候補者名	推薦機関等
井上 求	株式会社日本スマートエナジー
加藤 幸男	審査協議会事務局
高倉 秀太郎	株式会社あらたサステナビリティ認証機構
向井 憲一	株式会社日本スマートエナジー



国内クレジットの管理

国内クレジットを、承認排出削減事業ごとに承認番号(申請受付番号)で管理するとともに1t-CO2ごとに識別番号を付与することで厳格に管理。

<クレジット管理方式の特徴>

- ①承認排出削減事業を承認番号(申請受付番号)で管理し、同番号を国内クレジットの識別番号の一部に使用する。
- ②国内クレジットは、共同実施者の保有口座、委員会が管理する償却口座及び取消口座を設け、厳格に管理する。
- ③更に、誤りを防止するため、国内クレジットの移転・償却・取消の履歴も併せて記録し、管理する。

○国内クレジットの識別番号

承認排出削減事業名	承認番号 (申請受付番号)	排出削減量 (単位:1-CO2)
承認排出削減事業A (共同実施者:D社、F社)	1	250
承認排出削減事業B (共同実施者:F社)	2	50



承認排出削減事業の 管理番号(5桁)	国内クレジットの識別番号 (1トン単位で識別番号を付与)
00001	00001-1~00001-250
00002	00002-1~00002-50

00002-1~00002-50

承認排出削減事業の
管理番号 排出削減量
(1トン~50トン)

○保有口座番号

共同実施者名	保有口座番号
承認排出削減事業Aの共同実施者D社	H00001
承認排出削減事業A及びBの共同実施者F社	H00002

H00001

保有口座の
識別記号

共同実施者に一意の番号を付与

○国内クレジットの管理

保有口座名義人 (共同実施者)	保有口座番号	保有国内クレジット
D社	II00001	00001-1~00001-150
F社	H00002	00001-151~00001-250 00002-1~00002-50

⇒ D社は承認排出削減事業Aの国内クレジットを150トン保有している。

⇒ F社は承認排出削減事業Aの国内クレジットを100トン、承認排出削減事業Bの国内クレジットを50トン保有している。

国内クレジットの会計上の取扱い

企業会計基準委員会(ASBJ)の「実務対応報告」に基づき、京都メカニズムクレジットと同様に、無形固定資産(償却目的)又は棚卸資産(転売目的)として整理

実務対応報告第15号排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い(平成21年6月23日)

(参考)京都クレジットに関する考え方

典型的なケースにおける会計処理の概要

1. 将来の自社使用を見込んで他者から国内クレジットを取得する場合
 - (1) 取得時 : 「無形固定資産」又は「投資その他の資産」の取得として処理
 - (2) 期末評価 : 原則、取得原価による評価(減価償却はしない)
 - (3) 償却時 : 原則、「販売費及び一般管理費」の区分に適切な科目で計上
 - (4) 売却時 : 「無形固定資産」又は「投資その他の資産」の売却として処理
2. 専ら第三者に販売する目的で他者から国内クレジットを取得する場合
 - (1) 取得時 : 「棚卸資産」の取得として処理
 - (2) 期末評価 : 原則、取得原価による評価
 - (3) 販売時 : 「棚卸資産」の販売として処理

国内クレジットの税務上の取扱い(国税庁に照会中)

京都メカニズムクレジットと同様に、法人税法上損金算入可能化

《参考》京都クレジットの税務上の取扱い – 国税庁との明確化のポイント –

法人税関連

○償却目的で政府に無償譲渡する場合

償却を目的とした政府保有口座への移転が完了した日を含む事業年度において、そのクレジットの価額を「国への寄附」として、損金算入。

(「価額」は原則時価であるが、時価の算定が困難である場合、帳簿価額(取得原価)を時価として取り扱う。)

○有償で第三者に譲渡する場合

当該譲渡により生じた損益の額について、その確定した日を含む事業年度の損益金の額に算入。

消費税関連

○内国法人への有償譲渡

通常の資産の譲渡として、課税対象(仕入税額控除対象)。
譲渡が国内で発生したかどうかは、事業所所在地で判断。